

# 青森県報

第四千八百三十三号

平成二十七年  
十二月九日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の  
特定事業主等を定める規則…………… (人事課) …… 一

### 告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出…………… (健康福祉課) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中  
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に  
よる指定介護機関の廃止の届出…………… (同) …… 二

右 同…………… (同) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃  
止の届出…………… (障害福祉課) …… 三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の  
廃止の届出…………… (同) …… 三

障害福祉サービス事業者の指定…………… (同) …… 四

公 告…………… (都市計画課) …… 四

### 出先機関

土地改良区の役員の就任…………… (西北地域) …… 六

## 規 則

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規  
則をここに公布する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定め  
る規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百  
十八号)第一条第二項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法  
律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又  
はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同令第一条第二  
項の規則で定める職員は、同欄に掲げるものの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲  
げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
東部海区漁業調整委員会	東部海区漁業調整委員会が任命する職員
西部海区漁業調整委員会	西部海区漁業調整委員会が任命する職員

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者	廃止年月日
主たる事務所の所在地	八戸市大字新井田字館下一	主たる事務所の所在地	八戸市湊高台二丁目一二の二	平成二七・九・三〇
医療法人なかがわ整形外科	なかがわデザインセンター	介護支援事業所		
通所介護				

青森県告示第八百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	廃止年月日
主たる事務所の所在地		所在地		
介護予防の種類				

青森県告示第八百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	廃止年月日
主たる事務所の所在地	八戸市大字新井田字館下一	所在地	八戸市湊高台二丁目一二の二	平成二七・九・三〇
医療法人なかがわ整形外科	なかがわ居宅介護支援事業所			

青森県告示第八百六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	廃止年月日
主たる事務所の所在地		所在地		
居宅介護の種類				

医療法人な かざわ整形 外科	八戸市大字新井 田字館下一	通所介護	なかざわデ イサービス センター	八戸市湊高台二 丁目一二の二	平成 二七・九三〇
----------------------	------------------	------	------------------------	-------------------	--------------

青森県告示第八百六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者 名 称	主たる事務所の 所在地	介護予防 事業の種 類	介護予防事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人な かざわ整形 外科	八戸市大字新井 田字館下一	通所介護	なかざわデ イサービス センター	八戸市湊高台二 丁目一二の二	平成 二七・九三〇

青森県告示第八百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人な かざわ整形 外科	八戸市大字新井 田字館下一	なかざわ居宅介 護支援事業所	八戸市湊高台二 丁目一二の二	平成 二七・九三〇

青森県告示第八百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業 者	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス事業を 行う 事業 所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社修 清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	就労移行 支援	ライフサ ポート夢の 森	五所川原市金木 一丁目野二〇〇の 二二	平成 二七・二一三〇
有限会社修 清	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	就労継続 支援B型	ライフサ ポート夢の 森	五所川原市金木 一丁目野二〇〇の 二二	"

青森県告示第八百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条の第三十第一項第二号の規定により公示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	名称	所在地	地域相談の種類	一般相談支援事業を行う所	廃止年月日
青森県社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	地域移行支援	夢の森相談支援センター	平成二七・二・三〇
青森県社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	五所川原市金木町芦野二〇〇の一三二二	地域定着支援	夢の森相談支援センター	"

青森県告示第八百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
青森県社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	就労移行支援	夢の森ラック	平成二七・三・一
青森県社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	五所川原市金木町芦野二〇〇の二二二〇	就労移行支援	夢の森ラック	平成二七・三・一

公 告

青森県社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	就労継続B型	夢の森ラック	五所川原市金木町芦野二〇〇の二二二〇	"
-------	---------------------	--------	--------	--------------------	---

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二十条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時  
平成二十八年一月十三日 午前十一時から
- 二 開催の場所  
弘前市役所 二階第一会議室 弘前市大字上白銀町一の一三 案件
- 三 案件  
弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)
- 四 公述の申出等
  - 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
  - 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市の区域内に住所を有する者とする。
  - 3 書面の提出期限  
平成二十七年十二月二十四日までに到着のこと。
  - 4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
 弘前市都市環境部都市政策課 弘前市大字上白銀一の二  
 5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。  
 五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・4・20号結屋町野田線を以下のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主要な経過地		構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・20	結屋町野田線	弘前市大字結屋町	弘前市大字和徳町	弘前市大字亀甲町	約1,980m	地表面式	2車線	16m	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造 幹線街路と平面交差 6箇所
			車線数の内訳							
			2車線			約1,700m				

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所  
 青森県国土整備部都市計画課  
 弘前市都市環境部都市政策課
- 2 閲覧期間  
 平成二十七年十二月十日から同月二十四日まで
- 3 閲覧時間  
 午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

弘前広域都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

㊦

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十二月九日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	葛西 勝久	つがる市木造豊田千刈九七の三六	平成二七・三

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭